

## 和歌山市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定に基づく重度障害者等就労支援特別事業の実施について、和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例（平成18年条例第33号）及び和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例施行規則（平成18年規則第93号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援範囲)

第2条 重度障害者等就労支援特別事業の対象となる就労支援の範囲は、次に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 規則別表第4項第1号に該当する者 通勤時又は職場等における支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）において「通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出」として支給対象外となる部分をいう。以下同じ。）であって、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第4号又は第5号の助成金を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして当該対象者が勤務する民間企業及び関係者による支援計画書において認められた部分（時間）

(2) 規則別表第4項第2号に該当する者 通勤時又は職場等における支援の部分（時間）

(支援内容)

第3条 重度障害者等就労支援特別事業の対象となる支援は、法第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護又は同条第5項に規定する行動援護（以下「重度訪問介護等」と総称する。）に相当する支援であって、次の各号に掲げるものとする。

(1) 排泄、食事及び通勤時における支援

(2) コミュニケーションの支援

(3) 前2号に掲げるもののほか、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第4号又は第5号の助成金の支給対象外となる<sup>かくたん</sup>喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等の支援

(支給量)

第4条 前条に規定する支援に係る支給量は、次の各号に掲げる支援の区分に応じ、当該各号に定める範囲内において、市長が決定する。

(1) 重度訪問介護に相当する支援 月140時間

(2) 同行援護又は行動援護に相当する支援 月40時間

(申請)

第5条 第3条に規定する支援を受けようとする者は、規則第3条に規定する申請書を提出する場合において、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証（法第22条第8項の受給者証をいう。）の写し

(2) 支援計画書

(3) 民間企業に雇用されていることを証する書類の写し（被用者に限る。）

(4) 自営業者等であることを証する書類の写し（自営業者等に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に掲げる書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（請求）

第6条 登録事業者が、規則第14条に基づく費用を請求しようとするときは、支援を提供した月の翌月の10日までに、請求書に和歌山市重度障害者等就労支援特別事業利用実績記録表（別記様式）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、支援を提供した月の翌月に請求書等の提出ができない場合は、提供した年度中に市長に請求するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。